

2. 「増加分支援」要件（表2・3）

①に該当する離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。

① 過去に雇用就農資金を活用し、助成金交付実績のある法人等雇用就農者の状況（表2）

助成金交付実績のある法人等雇用就農者：令和4・5年度、令和6年度第1・2回採択者で研修継続中の者又は助成金交付を受けて研修中止した者

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。

No.	氏名	事業活用年度回	就農状況	就農状況（詳細）
1	農業 太郎	令和4年度第1回	離農	
2	水田 花子	令和5年度第3回	独立就農	〇〇県△△市
3				

- 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」のいずれかを選択してください。
- 「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。
- 離農者（「離農（経営体都合）」の者）の法人等雇用就農者がいる場合は、②（表3）に該当する農業界に定着する者（=補完雇用就農者）の人数が同数以上である必要があります。

9			
10			

※「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。

「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。

※「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」の場合は、その後の進路を把握している限りで記載してください。

※退職後の進路を把握していない場合は、「離農（経営体都合）」「離農（自己都合）」のいずれかを選択してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

② 初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者（正社員。採用時の年齢50歳未満）のうち、事業対象になっていない者（表3） ※①（表2）で「離農（経営体都合）」の者がいない場合は、記載不要

- No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。
- 氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。採用時の年齢が50歳未満の者が、補完雇用就農者の要件を満たします。
- 就農状況の欄には、「継続雇用」「他の法人等で就農」「独立就農」「親元就農」「農業教育機関等に就学」「離農」「不明（離農扱い）」のいずれかを選択してください。「就農状況（詳細）」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域（市町村名まで）を記載してください。「就農状況（詳細）」に上記内容を記載できない場合は、「就農状況」は「不明（離農扱い）」を選択してください。

No.	↓ 氏名	生年 月日	採用 年月日	採用時 の年齢	採用時 農業経験 5年以内	過去に雇用元の 農業法人等と 正社員としての 雇用関係がない	就農状況	就農状況（詳細）
0	農業 太郎	—	2021/10/1	—	—	—	—	—
1	農地 二郎	1980/1/5	2021/12/1	42	○	○	独立就農	○○県△△市
2	野菜 梅子	2000/2/1	2022/10/1	22	○	○	継続雇用	

- ①（表2）の離農者（「離農（経営体都合）」の者）と比較し、②（表3）の農業界に定着する者（=補完雇用就農者）の人数が同数以上である場合は、「増加分支援」要件を満たすため、応募が可能です。

表2

表3

過去に雇用就農資金を 活用した 法人等雇用就農者数	うち農業界定着人数	うち離農者数		事業対象になつて いない者	うち農業界 定着人数	うち離農者数
		自己都合	経営体都合			
2人	1人	人	1人	2人	2人	0人

例の場合：①（表2）の離農者（「離農（経営体都合）」の者） → 1人

②（表3）の農業界に定着する者（=補完雇用就農者） → 2人 ⇒ 同数以上そのため「増加分支援」要件OK

- 補完雇用就農者の農業経験が5年以内かどうかは、提出いただく履歴書で確認します。
- 補完雇用就農者が正社員かどうか（①期間の定めのない雇用契約（独立前提の場合は有期でも可）、②1週間の所定労働時間が35時間以上で主に農畜産物の生産に従事、③雇用保険、労災保険（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険も）に加入）は、採択後の現地確認調査時に、雇用契約書（労働条件通知書）、出勤簿、保険関係書類等で確認します。

(参考：定着率要件、新規就農者増加分支援要件について)

【定着率要件】

雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業において令和2年度～令和6年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が2人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた雇用就農者等の数の1／2以上であること。

【増加分支援要件】

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝増加分支援要件）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が農業法人等の責により離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（三補完雇用就農者）を雇用しなければならない。補完雇用就農者については、支援対象の新規雇用就農者と同様の条件で雇用されている者とする。

補完雇用就農者の要件

農業法人等が、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が農業法人等の責により離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない。

ア 当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

イ 1の採用日時点で原則50歳未満であること。

ウ 雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

エ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、1週間の所定労働時間が35時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、1週間の所定労働時間は20時間以上で可とする。なお、1週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると本会が認める場合はこの限りではない。

オ アで締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

カ 過去の農業就業期間等が5年以内であること。

キ 補完雇用就農者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。

定着・離農にかかる判断

【定着していると判断するケース】

⇒研修中、研修後も勤務中、独立就農、親元就農、転職（農業関係）、就学・研修（農業関係）

【離農していると判断するケース】

⇒転職（農業関係以外）、就学・研修（農業関係以外）、進路未定、不明

※ただし、雇用就農者等が多様な人材（障がい者および生活困窮者、刑務所出所者等）である場合や農業法人等の責によらない雇用就農者の退職、法人等雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合は、補完を要しない。

※支援対象となっていない「取り下げ」及び「中止」等は補完を要しない。

支援対象となっていない：助成金の支払いがされていない法人等雇用就農者をいう。条件付き支払い後に中止し全額返還した場合（支援開始から年度末までの期間が3ヶ月未満であった場合であって、研修を中止したことにより通算3ヶ月以上研修を行わなかった場合等）も支援対象となっていないとして扱う。